

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

⑤

処 分 書

専 決 第 7 号

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例  
の制定について

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のと  
おり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月30日

新居浜市長 石川 勝行

## 新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市税賦課徴収条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第2章」を「第2章(第8条を除く。)」に、「第3章」を「第3章(第14条を除く。)」に改める。

第54条第5項中「土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を「土地改良事業」に改める。

第131条第4項中「土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を「土地改良事業」に改める。

附則第3条の2中「第50条第2項、第52条」を「第50条第2項」に、「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規

定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」を「日本銀行法（平成9年法律第89号）」に、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第37項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同

じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務

者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

（新居浜市都市計画税条例の一部改正）

**第2条** 新居浜市都市計画税条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37

項若しくは第 3 8 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とし、附則第 8 項中「附則第 2 項及び第 4 項」を「附則第 3 項及び第 5 項」に、「附則第 2 項及び第 5 項」を「附則第 3 項及び第 6 項」に、「附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項」を「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」に、「前項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項中「第 2 項」を「附則第 3 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 5 項中「第 2 項」を「附則第 3 項」に改め、同項を附則第 6 項とし、附則第 4 項中「第 2 項」を「附則第 3 項」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合)

2 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例附則第 3 条の 2、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2、第 1 7 条の 2 第 3 項及び第 2 2 条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 2 6 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 3 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 2 7 年 1 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例（以下「新市税賦課徴収条例」という。）第 6 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 5 年 1 月 1 日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第 1 条の規定による改正前の新居浜市税賦課徴収条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。

3 新市税賦課徴収条例附則第 1 0 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 項第 6 号に規定する除害施設に対して課すべき平成 2 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 新市税賦課徴収条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新市税賦課徴収条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新市税賦課徴収条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新市税賦課徴収条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新市税賦課徴収条例附則第10条の2第2項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新市税賦課徴収条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 第 2 条の規定による改正後の新居浜市都市計画税条例（以下「新都市計画税条例」という。）の規定は、平成 25 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 24 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新都市計画税条例附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結される新地方税法附則第 15 条第 37 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例附則第 10 項の規定の適用については、同項中、「、第 37 項若しくは第 38 項」とあるのは「若しくは第 37 項」とする。